

(設置)

第1条 奈良県葛城地区清掃事務組合(以下「組合」という。)の公の施設の指定管理者の候補者の選定等を行うため、奈良県葛城地区清掃事務組合指定管理者選定等委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審査し、及び審議するものとする。

- (1) 公の施設の指定管理者の候補者の選定に関する事項
- (2) 指定管理者の指定の取消し又は業務の停止に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、管理者が委嘱し、又は任命する。

- (1) 行政施策に関する識見を有する者 3人以内
- (2) 組合を組織する市町の担当主管部長
- (3) 組合事務局長

3 委員会に委員長及び副委員長を置く。

4 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 前条第2項第1号の委員の任期は、3年とする。ただし、再任は妨げない。

2 前条第2項第1号の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条第2項第2号及び第3号の委員の任期は、その職にある期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、審査及び審議があったとき、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員又は関係者に対し、会議への出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、組合事務局総務課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、告示の日から施行する。

2 この要綱の施行後最初に開かれる委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、管理者が招集する。